

令和3年1月理事会議事録

1 開催日時 令和3年1月25日（月） 14時59分 ～ 16時17分

2 場 所 社会保険診療報酬支払基金本部

3 出席者	理 事 長	神 田 裕 二
	公 益 代 表 理 事	佐 藤 裕 一
	保 険 者 代 表 理 事	木 倉 敬 之
	同	鳥 海 孝 治
	同	長 尾 健 男
	同	北 原 省 治
	被 保 険 者 代 表 理 事	古 川 大
	同	安 原 三 紀 子
	同	伊 藤 彰 久
	診 療 担 当 者 代 表 理 事	猪 口 雄 二
	同	松 本 吉 郎
	同	松 本 純 一
	同	遠 藤 秀 樹
	公 益 代 表 監 事	塔 下 和 彦
	保 険 者 代 表 監 事	吉 田 雄 彦
	被 保 険 者 代 表 監 事	田 中 伸 一
	診 療 担 当 者 代 表 監 事	篠 原 彰
	常 任 顧 問	助 川 正 博
	参 与	安 部 好 弘

4 議 題 1 議 事

支払基金定款の一部変更（案）

2 報告事項

(1) 認可報告

ア 役員選任の認可

イ 社会保険診療報酬支払基金高齢者医療制度関係及び病床転換助成事業関係等業務方法書一部変更の認可

(2) 令和3事業年度審査支払手数料等

(3) 令和2年5月診療分の診療報酬等概算前払の精算状況

3 支払基金改革の進捗状況

4 定例報告

- (1) 令和2年11月審査分の審査状況
- (2) 令和3年1月審査分の特別審査委員会取扱状況
- (3) 令和2年12月理事会議事録の公表

5 議事内容

(理事長)

ただいまから理事会を開催する。

本理事会の議事録署名者として、伊藤理事、松本吉郎理事にお願いをする。

また、本日は被保険者代表の福田理事が欠席である。この結果、本理事会は理事会の構成員である理事長、理事の総数14名のうち、13名の出席を確認しているので、支払基金の定款に規定されている定足数を満たしており、本理事会が成立することを申し添える。

議題に入る前に、12月理事会において被保険者代表の理事として選任いただいた古川大氏について、本年1月15日付けをもって厚生労働大臣の認可を受け、本理事会から新たに出席されているので、ご挨拶をいただく。

(古川理事挨拶)

(理事長)

それでは、議事に入る前に、まず、お手元の緊急事態宣言への基金の対応についての資料をご覧ください。

今月の8日に関東の4都県に、また14日には7府県について緊急事態宣言が発令され、これについての支払基金の対応についてである。

今回の新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針においては、支払基金の対応に書いてあるが、社会経済活動を幅広く止めるのではなく、感染リスクが高く感染拡大の主な起点となっている場面に効果的な対策を徹底する。すなわち、飲食を伴うものを中心とした対策を講ずることとされ、いわゆる、感染リスクが高まる5つの場面等を中心に対策を講ずることとされている。

支払基金は、こうした事態下においても事業継続が求められる事業者であることから、1月8日付けで、これまでの感染防止対策を徹底するほか、飲食を中心とする対策を講ずることから、ここに記載している内容について通知し、徹底をしているところである。

このため、4月、5月にかけて交代制勤務や在宅勤務を一部実施したが、今回はこうしたものは実施しないこととしている。飲食時の感染防止対策

の徹底ということで、職員等には原則として、パーティションで仕切られた自席で食事をとり、終業後の会食等についても厳禁としている。

時差出勤を徹底するといったことや、三密を避けるということ、あと今回20時以降の外出をできるだけ控えるようにという要請がされているので、審査委員会の開催についても原則20時までということで、審査委員会に協力要請をしている。

そのほか、前回と同様に、例えば重点医療機関や院内感染が発生している医療機関等の審査委員の先生方には出席を控えていただく、あるいは臨床対応が必要な場合には、そちらを優先していただきたいということも併せてお願いをしているところである。

今後、緊急事態措置の内容の変更が生じた場合には、適宜対策を講じて、事業継続に万全を期していきたいと考えている。

続いて、議題にはないが、年末年始にかけて支払基金の医療事務電算システムをクラウド化した際に、オンライン請求システム、審査支払システムにおいて障害が発生しており、医療機関、保険者、審査委員の皆様方にご迷惑をおかけするという事態が発生している。

関係者の皆様には、まずこの場をお借りして、ご不便、ご迷惑をおかけしたことをお詫び申し上げたいと思う。

特に、一昨日の23日の段階で、レセプトの画面表示の展開が遅くなったことから、審査委員会に出席したが、実質的な審査がなかなかはかどらないということから、お帰りになった審査委員の方々もおられた。

同日の夕方に改修プログラムを配信し、昨日の段階ではほぼその障害が解消している。

現状でいうと、医療機関からのレセプト請求が完了して、審査委員会についても、当初の審査委員会の日程どおり明日までということで、審査を終えられる見込みということではあるが、この間の状況について、事務局から報告させていただく。

-----事務局から資料説明-----

医療事務電算システムのクラウド移行に伴うシステム障害の状況について、機器更新の概要、関係者又は基金業務に影響を与えたシステム障害状況及び主なシステム障害の内容と対応状況を説明。

(理事長)

ただいまご説明させていただいた医療事務電算システムのクラウド移行に伴うシステム障害について、ご質問、ご意見等があればご発言下さい。

(診療担当者代表理事)

175名の先生方は、24日で大体終わられたのか。25日、26日までかかってしまったということなのか。

(事務局)

ほとんどの先生は昨日終えられたということであるが、何名かの先生が今日またおいでいただいているという状況である。

(診療担当者代表理事)

今後は、しっかりお願いする。

(理事長)

今回のクラウド移行に伴い、ただいま事務局から申し上げたとおり、試験はしていたわけであるが、多くの職員、審査委員がアクセスした場合の負荷試験が不十分であったということが、今回の障害の原因ではないかと考えている。今年9月には新システムの稼働を予定しているので、十分に準備をした上で、万全を期してまいりたいと考えている。

(被保険者代表理事)

質問なのだが、まず資料が届いていなくて、この画面表示だけで議論するのか。医師の先生方は当事者だからよく分かっているのかもしれないが、私は初めて聞いて、十分理解ができていないところがある。最後の方で、愛知と兵庫とどこか、3県が多く、その表示の遅延等が一番大きな問題であり、その原因というのは、プログラム上の格納場所の問題だという説明であったと思うが、問題が起きた地域に差があったというのはどういうことなのか、原因が分かれば教えていただきたい。

それから、負荷試験が十分でなかったという課題が最後の方で説明されたが、この点については、これからの機構改革に当たって十分考えていく必要があると思う。

プログラム上のミスというのは必ず起きることだと思うが、クラウド化と機構改革が重なり、業務負荷が重くなっていて、それで十分検証ができず、とにかく1月1日からやらなくてはいけないからというようなことでチェックが甘くなった、対応し切れなかったということはないのかお聞きしたい。

(事務局)

まず1点目の地域によってという質問だが、これはたまたま、この障害が発生した時間に、先ほど申し上げた愛知、兵庫、岡山で出席されていた先

生が比較的多かったという点と、これが地域的に何かネットワークとか、仕掛けとして何か駄目だったということではなかったことをご理解いただきたい。

もう1点、今回1月に何が何でもクラウドリフトしなければいけないというか、クラウドに移行しなければいけないがために、テストがおざなりになっていなかったかという点については、私どもとしては、それぞれの工程の中できちんとシステムが稼働するかどうか、そういった点については間違いなくテストをしていたが、やはり多数の人がアクセスした場合のテストというところが、はっきり言うと足りていなかったということが一番の原因と理解している。これについては、少なくとも一定のテストはしていたが、かなり規模が小さかったというのが、今把握している状況である。

(理事長)

資料については、昨日も夜9時過ぎまで各支部の状況を職員で把握していて、今朝以降、その資料を整理して、この資料も昼過ぎに出来上がったということで、配信、配付が遅れたことについてはお詫びを申し上げたい。急遽、きちんと報告させていただくべきだということで、資料が間に合っていなかったことについて、お詫びを申し上げたいと思う。

(被保険者代表理事)

今の説明で、日程がタイトになって、負荷試験が十分やれなかったということではなくて、負荷試験そのものの重要性をあまり認識していなかったというように理解した。そういうことであれば、これからのシステム構築に当たっての課題として、活かしてもらえないと思う。多くの人に迷惑がかかることは、本当になるべくないようにしてもらわないといけないと思うので、よろしくお願いします。

(理事長)

ご指摘について承った。今回の障害への対応ということを教訓にして、9月の新システムの稼働時については、万全を期すように準備を進めていきたいと考えている。

他に、ご意見、ご質問等あればご発言下さい。

(質問・意見等なし)

他にないようであれば、議事に移らせていただく。

議事の「支払基金定款の一部変更(案)」について、事務局から説明する。

-----事務局から資料説明-----

「支払基金定款の一部変更（案）」について、基金法改正に伴う定款の変更内容、定款変更の全体的な考え方及び次月の2月理事会での審議に変更した理由を説明。

（理事長）

それでは、ただいまの支払基金定款の一部変更について、質問・意見等があればご発言下さい。

（保険者代表監事）

スライド6ページで、幹事会は、当面、経過的に置くということで、名称そのものも当面使いながら、今後、検討していく段階という理解でよろしいか。

何でそういうことを言ったかということ、審査事務センターの設置で、位置付けが変わってくるので、やはり幹事会というのも、名称そのものは一旦何かの形で、実質的に変わらないにしても変えた方がよいのではないかと思ったので、その辺りの考え方をお聞かせ願いたい。

（事務局）

ご指摘のとおり幹事会は、法律上の取扱いが変わるが、令和4年10月に私どもの組織が変わるその時に、今の支部の位置付けも変わるので、幹事会が担っていることについて、名称を含めて変えていくというふうに考えている。

令和3年4月以降、支部は存置したいと考えているので、実質上の幹事会の役割については、この名称をもって、引き続き存続したいと考えていた。

厚生労働省からは法改正の趣旨を踏まえて、ご指摘いただいたように、名称も含めて検討すべきではないかということもあり、現在、引き続き調整しているとご理解賜ればと考えている。

（理事長）

実質的な運営については、令和4年10月の組織の改正前も今の幹事会の会議を続けていきたいというところは変わっていないが、名称その他については、先ほど申し上げたように、今後、調整した上で、また来月ご相談をさせていただきたいと考えているので、よろしくお願い申し上げます。

（保険者代表監事）

審査事務センターの集約とそうでないところでは、具体的には中核審査

事務センター六つと審査事務センター四つと審査事務センター分室四つで合計14になるわけだが、体制が変わっていくので、支部における幹事会そのものは、それに連動して変わっていくものではないかと私は推測していることから、それらを踏まえた上で、幹事会そのものが前とずっと変わらないような印象を与えるのは得策ではないと思い、全般的な流れとしての発言をさせていただいた。

(理事長)

ご意見も踏まえて検討していきたいと思う。

他に、ご質問、ご意見等があればご発言下さい。

(質問・意見等なし)

他にご質問、ご意見等がないようであれば、次に報告事項に移りたいと思う。

まず、報告事項(1)「認可報告」の「ア 役員選任の認可」については、冒頭にご説明させていただいたとおり、1月15日付けで古川氏が認可を受けたということである。

また、報告事項(1)「認可報告」の「イ 社会保険診療報酬支払基金高齢者医療制度関係及び病床転換助成事業関係等業務方法書一部変更の認可」については、12月の理事会において議決をいただき、厚生労働大臣宛て認可申請を行っていたところであるが、スライド18ページのとおり、12月24日までに全て認可をされているので、報告させていただく。

続いて、報告事項(2)「令和3事業年度審査支払手数料等」について、事務局から報告する。

-----事務局から資料説明-----

「令和3事業年度審査支払手数料等」について、基金法に基づく業務、他法令に基づく財政調整業務及び他法令に基づくその他の業務に係る事務費単価等を説明。

(理事長)

本件について、質問・意見等があればご発言下さい。

(質問・意見等なし)

次に、報告事項(3)「令和2年5月診療分の診療報酬等概算前払の精算状況」について、事務局から報告する。

-----事務局から資料説明-----

「令和2年5月診療分の診療報酬等概算前払の精算状況」について、実施状況、会計処理の方法及び精算業務が完了した旨を説明。

(理事長)

本件について、質問・意見等があればご発言下さい。

(質問・意見等なし)

次に、3の「支払基金改革の進捗状況」について、事務局から報告する。

-----事務局から資料説明-----

「支払基金改革の進捗状況」について、審査支払新システムの構築、自動的なレポーティング機能の導入、統一的なコンピュータチェックルールの設定など、7項目の進捗状況を説明。

(理事長)

本件について、質問・意見等があればご発言下さい。

(診療担当者代表監事)

在宅審査、在宅審査事務の話は、今初めて聞いたような気がするのだが、これは具体的にはどのようなことなのか。在宅で審査をするということは、データを先生のお宅に送るということか。

(事務局)

在宅審査あるいは在宅審査事務ということなので、審査委員の先生方及び職員双方が、それぞれ在宅あるいはオフィス等で、審査事務などを行うということで、これはレセプトの内容を審査するということを想定している。当然ながら、個人情報の取扱いをどうするかといった点が出てくるので、それは例えば、そのデータの部分については、マスキングをした上で、在宅に通信して送るといった審査のやり方ができないかといった点も含めて、今その検討を進めているという状況である。レセプトの内容を審査することを想定しているということである。

(診療担当者代表監事)

個人情報取り扱いなので、厳重に注意していただきたい。

(理事長)

他に、質問・意見等があればご発言下さい。

(被保険者代表理事)

今回のこの集約は、2018年から進めているとの報告をいただいている。今、事務局の説明にあったように、改革を進めている間にコロナ禍となった。集約を進めるにあたっては、在宅、テレワーク、あるいは異動が可能かどうかというような調査も踏まえながら、集約の調整を進めていると理解している。そこに関して、明確に考え方を変えるとか、決めるということではないかもしれないが、機能の集約は当然進める必要があると思うが、物理的な人とか事務所の集約は、フレキシブルに進めていくことによって、働く者、あるいは先生方の物理的な負荷も軽減しながら、このニューノーマルの中で事務の集約も進められるのではないかと考える。引き続き、集約の考え方については、情勢を踏まえてフレキシブルに進めていただきたい。

(事務局)

ご指摘のとおり、今回の事務の集約は、審査結果の差異といったものに素早く対応できるようにという機能面での効果を目的としている。実際の進め方としては、拠点の在り方をどうするか、あるいは職員の働き方をどうするかといった点も当然ながら、併せて検討を進める必要があり、そういう状況の中で、今回コロナが起きたということである。

したがって、在宅審査の実質的な検討、あるいはご紹介はこれからということになるが、当然ながら通勤の仕方とか、あるいは業務量をどのように業務フローの中で配分していくかという点に関わるものであり、先ほどのセキュリティーには十分配慮しながら、併せて検討していく点であるので、ご意見も踏まえて、引き続き、改革を進めてまいりたいと考えている。

(理事長)

他に、質問・意見等があればご発言下さい。

(被保険者代表理事)

今の点に関わるのだが、この高崎のオフィスを活用したモデル事業の実施に向けて、在宅審査とか在宅審査事務の試行実施などを検討するということだが、まだ、その在宅審査や在宅審査事務の試行実施という段階には

来ていないのかというのが質問である。検討なのかということと、アウトプットというのは、いつ頃するのか。検討して実施してみて大丈夫だとか、セキュリティー面でも大丈夫だとか、課題などを洗い出しながら、実際にその業務フローに落とし込んでいくというようなスケジュール感があれば教えていただきたい。

（事務局）

在宅審査あるいは在宅審査事務の試行実施に関する進め方、スケジュールについてであるが、一番気をつけなければいけないのが、レセプトの審査を行うという意味で、セキュリティーが確保されたような形で行うということがスタートになる。そのためにどのような準備ができるのかといった観点から今検討を進めている。群馬支部の中で前橋の現行の支部と高崎のオフィスを事務局と事務センターに見立ててということであるが、その2つの拠点を活用する形で、まず、業務の受け渡しができるかどうか。それと同時に在宅審査に取り組めるかどうかを検討しているところであるが、具体的に言えば、レセプト情報を在宅に送る時に、マスキングをかけるといったような措置を講ずるには、若干まだシステム上の措置等が必要なので、すぐということではないが、まずは本物ではないレセプト情報、例えば実験用のレセプトデータなども使った上で通信ができるかどうかといったところから始めて、実際の本物のレセプトデータを扱った段階で通信状況あるいはセキュリティー、審査の質への影響などを見ていくということで、段階的に進めていく必要があると考えている。

また、何月分か検証を重ねる必要があると考えており、一つの目途としては、令和4年10月が審査事務センター、事務局の立ち上げになることから、その時点までには検証を終えた上で、他の地区への展開などの可能性も考える必要があると考えている。

（被保険者代表理事）

一番最初のクラウド化のところでも、できる限りいろいろなことを想定しながら、実務に影響を与えないようにやらなくてはいけないということがよく分かったわけである。そういうことを考えると、そんな拙速にできないとは思いますが、他方、先ほど被保険者代表理事が仰っていたように、今コロナ禍でいろいろな企業が感染拡大防止とか医療提供体制への負荷をかけないというようなことを考えながら一所懸命やっている。令和4年度には、そういうことはなくなっていると良いとは思いますが、やはり世の中の仕事の仕方というのは、大きく変わっているのではないかと考えると、機構の今回の改革というものが時代遅れにならないよう、もう決めたことだから進めていくというのではなく、社会的要請に即した内容にすることが必要だ

と思う。検討また検証というようなことを、これからされるということなので、そのスケジュール感を持ってやっていくということが大事だと思う。

(理事長)

ご指摘について、お礼申し上げます。在宅審査や審査事務の実施については、大きく二つの目的がある。一つは今回のような緊急事態が起こった時、新しい審査委員会事務局に出かけなくても審査ができるかどうかということを検証してみるということと、もう一つは、全国14拠点に審査事務を行う職員が集約されることになるが、遠距離通勤になる職員もいるので、可能な範囲については、在宅で審査事務ができないか。そういうことが可能であれば、遠距離通勤の負担も軽減できるという、大きく二つの狙いがある。後者の狙いについても、全ての業務が自宅で完結するというのはなかなか難しい面があるが、どういう部分が自宅でできて、どういう部分は職場に行かないと難しいのか、今回この試行的実施の中で検証して、職員の長距離通勤の負担軽減に資する部分については、そのように繋げていきたいと考えている。

他に、質問・意見等があればご発言下さい。

(質問・意見等なし)

それでは、定例報告に入りたいと思う。

定例報告(1)「令和2年11月審査分の審査状況」について、事務局から報告する。

-----事務局から資料説明-----
令和2年11月審査分の審査状況について説明。

(理事長)

本件について、質問・意見等があればご発言下さい。

(質問・意見等なし)

次に、定例報告(2)「令和3年1月審査分の特別審査委員会取扱状況」について、事務局から報告する。

-----事務局から資料説明-----

令和3年1月審査分の特別審査委員会取扱状況について説明。

(理事長)

本件について、質問・意見等があればご発言下さい。

(質問・意見等なし)

次に、定例報告(3)「令和2年12月理事会議事録の公表」について報告する。
令和2年12月理事会議事録の公表については、皆様方に議事内容を確認していただいた上で、議事録署名者である福田理事、猪口理事にご署名をいただいているので、速やかに支払基金ホームページに掲載したいと思う。

全体を通して、質問・意見等があればご発言下さい。

(診療担当者代表理事)

オンライン資格確認のことについて、伺ってもよろしいか。

(理事長)

承る。

(診療担当者代表理事)

今、各医療機関で申込みが少しずつだが出ており、問題になっているのが、一つはベンダーと交渉した時に、補助金の金額を上回って、例えば、顔認証のソフトとかこの辺りで結構大きな金額を請求されるというような報告を受けている。その点について、どの程度が妥当なものかどうか、それを診療所で42万9千円だったか、その額の中で収まるようにしていただきたいということが一点。

もう一つは、ランニングコストについてかなり問合せが来ていて、ランニングコストがかなりベンダーによって差があるということも聞いているので、この辺りについてお分かりになれば教えていただきたい。もしお分かりになれば、少し調べていただいた上で、またご報告というか教えていただければ有り難い。

(事務局)

まず、補助単価と実際に医療機関システムベンダーから請求される費用の差であるが、こちらについては、基本的には、厚生労働省から各システ

ムベンダーに対して、補助金の額を目安として妥当な金額でということをお願いはしているところである。例えば、病院等で高額な請求がされた場合については、報告を受けて、どうしてそのような金額になったのか、政府からベンダーに問合せをする活動を行っているところである。他にも先ほどのようなケースはまだないのか、厚生労働省とも連携して把握していきたいと思っている。

(診療担当者代表理事)

お聞きしたいのは、ランニングコストがどうなっているのか。システムの導入だけではなく、この辺りも少し目を光らせていただきたいと思う。

(事務局)

ランニングコストについては、大きく費用がかかるというようには思っていなかったが、その辺りについては把握をさせていただきたいと思う。

(診療担当者代表理事)

よろしくお願いします。

(理事長)

他に、全体を通して、質問・意見等があればご発言下さい。

(保険者代表監事)

同じくオンライン資格確認の件についてであるが、3月から暫時導入みたいな話でいろいろ言われているが、これは3月のいつからかというのは具体的に聞かれているのか。厚生労働省の所管かもしれないが、具体的にいつからスタートするのか。3月のいつからなのか、少しその辺りが明確になっていないので、もしお分かりになっているのであれば教えていただきたい。現場は随分混乱すると思うので、よろしくお願いします。

(事務局)

まず、現時点において、オンライン資格確認の開始日というものは決まっていない。

しかしながら、今、計画しているのは3月ということであるので、3月に一定の医療機関においてテスト的な運用をしていただいた上で、3月の下旬にオンライン資格確認の開始をするということで、今、厚生労働省でスケジュールを組んでいる。

(保険者代表監事)

要は、まだ明確に決まっていないということで理解した。そういった意味では、保険者としても、どこの保険者もそうだと思うが、要するにマイナンバーカードの話もまた出てきているし、いろいろなものがごちゃまぜになって出てくるので、非常に混乱しているというのが現状ではないかなと思う。支払基金だけが全てを担うというのは何とも言えないが、どこかのタイミングで、きちんとしたリリースをいろいろなところから発信していかないと、保険者の方も医療機関の方も混乱するというのが非常に危惧するところであるので、是非声を上げていただきたいと思います。

(理事長)

ご指摘を踏まえて対応をしていきたいと思う。

他に、全体を通して質問・意見等があればご発言下さい。

(質問・意見等なし)

特段のご質問、ご意見等がないようであれば、本日の理事会はこれをもって閉会とさせていただきます。

次回の理事会については、2月22日の月曜日、午後3時から開催をさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

令和3年1月25日

理 事 長 神 田 裕 二

被 保 険 者 代 表 理 事 伊 藤 彰 久

診 療 担 当 者 代 表 理 事 松 本 吉 郎